

- 【文献番号】 25597045
【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所（第一審）
【裁判年月日】 令和 5年11月30日
【事件番号】 令和3年（ワ）第4710号
【事件名】 損害賠償請求事件
【事案の概要】 名古屋市議員の職にあった原告が、議会運営委員会において事実無根の虚偽発言をしたとして所属する地域政党である被告から除籍処分とされた際、被告がその旨を記載した文書を名古屋市政記者クラブに投函し、これが報道されたことによって、名誉を毀損されたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償金等の支払を求めた事案で、本件訴えは、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適さないものとはいえないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり、適法というべきであるとしたうえで、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、上記文書が摘示する事実は、市議員である原告が、議会運営委員会の場において、被告会派に所属する他の市議員について制裁の対象となるべき根拠のない虚偽発言をしたことによって、被告の党员資格を剥奪された人物であるとの印象を与えるものであり、本件記載は、原告の社会的評価を低下させるものと認められるところ、被告において、本件記載の摘示事実の重要な部分について真実であることの証明があったとは認められず、違法性は阻却されないとして、原告の請求を一部認容した事例。
- 【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【裁判官】 安田大二郎 池田幸子 吉川この実
【引用判例】 (当判例が引用している判例等)
最高裁判所第二小法廷 昭和29年（オ）第634号
昭和31年 7月20日

最高裁判所第三小法廷 平成6年（オ）第978号
平成 9年 9月 9日

最高裁判所第一小法廷 昭和37年（オ）第815号
昭和41年 6月23日

最高裁判所第一小法廷 昭和56年（オ）第25号
昭和58年10月20日

《全 文》

【文献番号】 25597045

損害賠償請求事件
名古屋地方裁判所令和3年（ワ）第4710号
令和5年11月30日民事第5部判決
口頭弁論終結の日 令和5年9月21日

判 決

原告 a
同訴訟代理人弁護士 吉田悟
同 飯島吾郎
被告 減税日本
同代表者代表 b
同訴訟代理人弁護士 田中智之

- 1 被告は、原告に対し、44万円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、440万円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、名古屋市議員の職にあった原告が、議会運営委員会において事実無根の虚偽発言をしたとして所属する地域政党である被告から除籍処分とされた際、被告がその旨を記載した文書を名古屋市政記者クラブに投函し、これが報道されたことによって、名誉を毀損されたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として440万円（慰謝料400万円、弁護士費用40万円）及びこれに対する不法行為日である令和3年6月23日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲証拠（枝番のすべてを引用する場合には、枝番の記載を省略する。また、複数頁にわたる書証の一部や調書については、認定に用いた主な箇所の頁数を〔〕内に掲記することがある。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者等

ア 被告は、平成22年に結成された地域政党である（争いがない）。

名古屋市議員のうち、被告の政策に賛同する者は、「減税日本ナゴヤ」という会派（以下「被告会派」という。）を組織している（乙16）。

イ 原告は、平成24年12月から被告の黨員として活動し、平成27年4月に名古屋市議員に初当選した後、平成31年4月にも再選し、被告会派の名古屋市議員として活動していた者である（甲32）。

(2) 原告は、令和3年6月12日付で被告代表宛てに離党届を送付し、同月15日に被告代表により受理された（甲2ないし4）。

(3) 原告は、令和3年6月22日、名古屋市議会運営委員会（以下、特に断りのない限り、議会運営委員会は名古屋市議会運営委員会をいう。）において、別紙「原告の発言ごとの主張一覧表」（以下「一覧表」という。）の「全文」欄記載の一連の発言をした（以下、一連の発言を「本件発言」という。）（甲9）。

(4) 令和3年6月22日、被告において幹事会が開催され、同日の議会運営委員会における原告の事実無根の虚偽発言が党所属議員に対する名誉毀損の可能性が高い状況に鑑み、原告から提出された離党届の受理を撤回し、原告を除籍処分とすることなどを決定した（乙1。なお、同書証の成立の真正及び信用性については後述する。）。

(5) 被告は、令和3年6月23日、「a議員の処分についてお知らせします。先般、ご本人より離党届が代表あてに提出され受理いたしました。昨日の議会運営委員会におけるa議員の発言は、明らかに党所属議員に対する事実無根の虚偽発言であり、党所属議員が名誉を著しく棄（ママ）損された状況を鑑み、離党届の受理を撤回し、a議員を除籍処分とすることを決定しましたので、お知らせいたします。」との内容が記載（以下「本件記載」という。）された「お知らせ」と題する文書（以下「本件文書」という。）を作成し、名古屋市政記者クラブの受付に投函した（以下「本件投函行為」という。）（甲1）。

(6) 原告は、同月29日付で除籍処分に対する不服申立てを行ったが、被告は、同年7月7日、除籍の見直しはしない旨回答した（甲5ないし7）。

(7) 原告は、令和3年11月11日、本件訴訟を提起した。

3 争点

- (1) 法律上の争訟性（本案前の争点）（争点1）
- (2) 本件記載は原告の社会的評価を低下させるか（争点2）
- (3) 違法性阻却事由及び故意過失の有無（争点3）
- (4) 損害の有無及び額（争点4）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（法律上の争訟性（本案前の争点））について
（被告）

本件訴えは、実質的には、被告による除籍処分の当否を争うものであり、一般市民秩序と直接関係を有しない内部問題であるから、「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に該当しない。

（原告）

本件訴えは、被告による除籍処分の当否を争うものではないから、「法律上の争訟」に該当する。

(2) 争点2（本件記載は原告の社会的評価を低下させるか）について

（原告）

本件記載のうち、議会運営委員会における原告の発言が明らかに事実無根の虚偽発言である旨の摘示事実は、原告が根拠のない嘘の発言を職務上したとの印象を与え、議員としての信用を毀損するから、原告の社会的評価を低下させるものである。また、被告が、原告を除籍処分とする決定をした旨の摘示事実は、原告が、団体の構成員に対して倫理規範に違反する行為を行い、これを被告が公に認定した上で原告に対して制裁を科したものと理解される内容であるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

(被告)

否認ないし争う。

(3) 争点3 (違法性阻却事由及び故意過失の有無) について

(被告)

ア 真実性の立証対象について

本件記載には原告の発言について「党所属議員に対する事実無根の虚偽発言」との記載があり、議会運営委員会における原告の発言において具体名が挙げられている被告所属議員はc議員(以下「c議員」という。)だけであることからすれば、「事実無根の虚偽発言」であることの真実性の立証対象となる事実は、議会運営委員会における原告の発言のうち、評価、意見、感想等を除いた、c議員に関するものである。

イ 真実性について

真実性に関する具体的な主張については、一覧表の「被告の主張」欄記載のとおりである。

ウ 真実相当性について

本件発言のうち一覧表の「真実相当性」欄に「あり」と記載した内容については、被告が真実と誤信するにつき相当な理由がある。

(原告)

ア 真実性の立証対象について

本件記載には「昨日の議会運営委員会におけるa議員の発言は」「事実無根の虚偽発言」と摘示されており、原告の発言の内容を限定するように読めない。したがって、真実性の立証対象となる事実は、本件発言のうち、評価、意見、感想等を除いた、具体的事実を摘示した部分の全てである。

イ 真実性について

否認ないし争う。真実性に関する具体的な主張については、一覧表の「原告の主張」欄記載のとおりである。

ウ 真実相当性について

本件発言について、議会運営委員会に対し異議や原告の懲罰の申出等をしていないなどの被告の対応からすると、被告において本件発言が事実無根の虚偽発言であると認識したことにつき相当な理由があるとはいえない。

(4) 争点4 (損害の有無及び額) について

(原告)

ア 慰謝料 400万円

被告の本件投函行為により、本件文書の内容が複数のメディアによって報道されたことで、原告は、甚大な精神的苦痛を被った。その慰謝料は400万円を下回らない。

イ 弁護士費用 40万円

前記慰謝料額の1割である。

(被告)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (法律上の争訟性(本案前の争点)) について

被告は、本件訴えは、実質的には被告による除籍処分の当否を争うものであり、一般市民秩序と直接関係を有しない内部問題であるから法律上の争訟に該当しない旨主張する。

しかし、本件訴えは、本件投函行為によって原告の名誉という私権が侵害されたか否か、すなわち不法行為に基づく損害賠償請求権が成立するか否かが問題とされているところ、これは一般市民法秩序に関する問題であり、被告による除籍処分の当否を争う内部問題とはいえない。

したがって、本件訴えは、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適さないものとはいえないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり、適法というべきである。

2 争点2 (本件記載は原告の社会的評価を低下させるか) について

(1) 判断基準等

ある表現が人の社会的評価を低下させるものか否かは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に判断すべきである(最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)。また、問題とされている表現が、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものは、特定の事項についての事実を摘示するものと解される(最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照)。

(2) 摘示事実

本件記載は、令和3年6月22日に開催された議会運営委員会において、原告が被告の所属議員に対し事実無根の虚偽発言をし、これにより被告が原告を除籍処分とする決定をしたとい

う事実を摘示するものと認められる（前提事実2（5）、甲1）。

これに対し、被告は、本件記載のうち「事実無根」との表現は、議会運営委員会における原告の発言を受けた被告の意見であり、事実の摘示ではないとも主張する（被告の令和5年9月15日付け準備書面11）。しかし、本件記載自体に、議会運営委員会における原告の具体的な発言が引用されていない以上、「事実無根」との表現のみを取り出してこれを証拠等による証明になじまない意見ないし論評の表明ということは相当でない。被告の主張は採用できない。

（3）名誉毀損性

ア 被告は、倫理規則を定めており、被告の幹事会が、党員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、「幹事長名による注意」、「幹事会名による嚴重注意」、「党の役職の一定期間の停止または解任」若しくは「党公認または推薦等の取消」までの4段階にわたる措置又は「党員資格停止」、「離党の勧告」若しくは「除籍」までの3段階による処分を行うことができることとされている（甲23）。

イ 上記アのとおり、「除籍処分」は被告の倫理規則上最も重い処分であるほか、一般的にも「除籍処分」という言葉は組織が規律維持の観点から構成員をその意思に反して退会させることを意味する。したがって、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、上記（2）の摘示事実は市会議員である原告が、議会運営委員会の場において、被告会派に所属する他の市会議員について制裁の対象となるべき根拠のない虚偽発言をしたことによって、被告の党員資格を剥奪された人物であるとの印象を与えるものであり、本件記載は、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

3 争点3（違法性阻却事由及び故意過失の有無）について

（1）判断基準等

事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を損なうことにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

（2）本件記載の真実性の立証対象について

ア 前記2（2）のとおり、本件記載は、令和3年6月22日に開催された議会運営委員会において、原告が被告の所属議員に対し事実無根の虚偽発言をし、これにより被告が原告を除籍処分とする決定をしたという事実を摘示するものである。

そして、同日の議会運営委員会における原告の発言（本件発言）において、具体名が挙げられている被告の所属議員がc議員だけであることからすれば、本件記載の真実性の立証対象となるのは、本件発言中のc議員に関する発言（一覧表番号5ないし9、11ないし14、16、17、19、20、27、30ないし35、38及び40）が事実無根の虚偽であることとなる。

そして、c議員に関する発言を内容別に分類すると、以下のとおりである（一覧表の「真実性立証の対象（裁判所）」欄参照）。

（ア）c議員が被告ないし被告会派及び名古屋市会の混乱を招く言動をした等の内容

一覧表番号5及び16

（イ）c議員が政治活動における無断録音を肯定ないし許容していた等の内容

一覧表番号6ないし9

（ウ）c議員が他の団員の意見を聴かず、独断専行をしていた等の内容

一覧表番号11ないし14及び38

（エ）c議員が原告に対し嫌がらせをした等の内容

一覧表番号17、19、20、27、30ないし35及び40

イ 原告は、本件発言のうち、評価、意見、感想等を除いた、具体的事実を摘示した部分の全てが真実性の立証対象となる旨主張する（上記アに加え、一覧表番号4、21、26、28、29、39及び41ないし43。一覧表の「真実性立証の対象か（原告）」欄参照）。しかし、これらはいずれもc議員に対する発言とはいえないから、本件記載との関係では、真実性の立証対象となるとはいえない。

なお、原告は、争点1において、本件訴えは被告による除籍処分の当否を争うものではないと主張しつつ、令和3年6月22日開催の幹事会につき出席者全員が幹事会の構成員としての資格を有しておらず、正当な権限を有する機関が行った議決ではないから、除籍処分は存在しないと主張する（原告の令和5年9月13日付け第8準備書面〔2・3頁〕）。しかし、本件記載は、原告を除籍処分とする決定がされたという外形的事実を摘示するものであり、この外形的事実に争いが無い以上、争点3の判断に当たり除籍処分の実質的効力の有無を審理する必要はないものと思料する。

ウ 被告は、上記アで認定した発言のうち一覧表番号16、19及び40については、真実性の立証対象とならない旨主張するが、発言自体にc議員の言動が含まれていることは明らかであり、採用できない。

（3）真実性

以下、上記（2）ア（ア）ないし（エ）の内容ごとに、本件記載において摘示された事実が

真実といえるかについて検討する。

ア 一覧表番号5及び16におけるc議員に関する発言

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】被告会派の組織上、団長は最上位の役職であり、かつ、組織上、団長は副団長、幹事長以下の役員者の任命権及び罷免権を有すること(乙27)、【2】c議員は令和2年度の被告会派の団長の地位にあったこと(乙26)、【3】被告会派では、令和2年4月以降令和3年2月4日までに、相次いで6人の幹事長が交代する事態が生じたこと(甲11、乙26、32、証人d(以下「証人d」という。))、【4】名古屋市発行する市会だより第173号(令和2年12月号)において、被告会派に起因した議会の混乱等を受け、被告会派の議会運営委員会理事などが相次いで変更されたこと、その経緯として、被告会派内の意見が一致していなかったことや、被告会派の団長であるc議員が令和2年7月2日に委員会の運営に関する他会派の控室での交渉を無断で録音していたことが説明されていること(乙23)、【5】c議員は、令和3年6月当時、議会運営委員会の理事であったところ、原告が本件発言をしたのと同じ日(令和3年6月22日)の上記委員会において、別の理事から、c議員について、自分の都合のみを優先する要求を繰り返したことや、既に結論が出ている他会派の控室における無断録音の取扱いについて一事不再議という議会のルールを無視したこと、原告の離団に当たり説明責任を果たさなかったことといった理由から、会派間の交渉を担うには不適切であるとして不信任動議が提出され、即日、同動議が可決されたこと(甲9〔3・4頁])が認められる。

上記認定事実からすれば、一覧表番号5及び16におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

イ 一覧表番号6ないし9におけるc議員に関する発言

(ア)後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】c議員は、令和2年7月2日、他会派の控室において、同会派議員との交渉を無断で録音したこと(乙20〔2頁〕、乙23)、【2】この無断録音の件に関し、被告会派内で無断録音の是非等について議論が行われていたこと、【3】令和2年10月初旬、当時、被告会派副団長の地位にあったe議員から、同会派の市会議員に対し、グループLINEを通じて、無断録音についての見解をとりまとめた文書が送付されたこと(甲12、乙26の3)、【4】上記【3】のグループLINE上で、原告は、同月8日、上記文書に対し、無断録音の責任はc議員であることを明記すべきであるとの意見を述べたほか、一般的に無断録音がマナー違反、信義則違反であるとの意見を述べて原告に賛同する同僚議員(f議員。以下「f議員」という。)も存在したこと、他方、c議員は被告代表と被告会派執行部に一任して欲しいとのメッセージを送信していたこと(甲12)、【5】令和2年10月12日の議会運営委員会において、被告会派のg議員が、会派として、今後、無断録音をしない旨の発言をしたこと(乙20〔9頁〕参照)、【6】令和2年10月27日、被告会派の市議団会議(以下「団会議」という。)が開催されているところ、同月26日に送信された同会議の招集通知(なお、被告会派ではグループLINEを利用していた。以下同じ。)では議題として、無断録音についての対応は議題として記載されていなかったこと(乙14)、【7】令和2年11月9日、被告会派の団会議が開催されているところ、同月6日に送信された同会議の招集通知では議題として、無断録音についての見解は議題とされていなかったこと(乙15)、【8】令和2年11月11日の議会運営委員会において、他の会派の議員から被告会派の見解を書面で提出するように求められたこと(乙19〔21・22頁])、【9】被告会派は、令和2年11月13日の議会運営委員会において、被告会派団長名義で、議会運営委員会委員長宛てに、無断録音をする必要性及び相当性がある場合には無断録音が認められないものではないとの見解を記載した「無断録音に対する見解」と題する書面を提出したこと(乙5、20〔8頁])、【10】後日、被告会派を離脱したf議員は、令和3年8月27日の議会運営委員会において、無断録音について、会派所属議員と執行部との間には認識の乖離があったと発言していること(甲26〔61・62頁])が認められる。

(イ)被告は、無断録音に対する対応は令和2年10月27日の団会議(上記(ア)【6】)において執行部に一任されることが可決された、令和2年11月9日の団会議(上記(ア)【7】)において、上記(ア)【9】の書面が討議された上、執行部に一任することが可決されたと主張し、証人dは、同主張に沿う陳述及び供述をする(乙8の別紙3・4、証人d)。

しかし、令和2年10月27日及び同年11月9日の団会議の招集通知のいずれにも、無断録音に関する対応ないし見解は議題として記載されていなかったのであり(上記(ア)【6】及び【7】)、被告の主張に的確な裏付けがあるとは言い難い。また、乙8の別紙3・4の作成時期は、いずれも令和4年2月17日頃と当該団会議から相当期間が経過した後に作成されたものである上、作成過程についても正式な議事録等をもとに作成されたものではない(これらの団会議の議事録が存在しないことは証人d自身が自認している。証人d〔20・21頁])ことなどからすると、少なくとも議題、議決等の団会議の内容に関する部分につき信用性を認めることはできない。

かえって、原告は、本人尋問において、c議員以外の議員は無断録音に反対していた、c議員が被告会派の団長の権限で上記(ア)【9】の書面を作成したという趣旨の供述をしている(原告本人〔25・32頁])。

(ウ)本件では、原告の発言について違法性が阻却されるか否かではなく、被告が本件文書において摘示した事実について違法性が阻却されるか(真実といえるか)が問題となっているところ、上記(ア)、(イ)に照らすと、一覧表番号6ないし9におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

ウ 一覧表番号11ないし14及び38におけるc議員に関する発言

(ア) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】令和2年8月24日、市会総務環境委員会において、同委員会は、被告会派に対し、被告会派が一事不再議のルールに反した議案の提出をしたことについて、提案者全員の署名による猛省と謝罪を書面で提出するように求めたこと(甲28〔5枚目〕参照)、【2】上記【1】の要請を受け、被告会派は、同月25日、グループLINEに、上記の総務環境委員会の件で、団会議の招集通知を送ったこと(乙12)、【3】同月27日、名古屋市役所東庁舎の被告会派控室(以下「控室」という。)において、団会議が開催されたこと(乙12参照)、【4】被告会派は、令和2年9月2日、「委員間討議についての申し入れ」(乙7)を名古屋市会議長に提出したが、被告会派議員の意見が一致していなかったため、議会が混乱したこと(乙23。なお、甲30〔3枚目〕参照。)、【5】これを受けて、被告会派は、同月19日、被告会派のグループLINEに、議題を「委員間討議の申し入れ書について」とする、団会議の招集通知を送ったこと(乙13)、【6】同月21日、被告会派のグループLINEに、「9月23日用Q_A4」と題するファイル(甲15。以下「QA」という。)が送信されたこと(甲14)、【7】同月23日、控室において、団会議が開催されたこと(証人d)、【8】原告は、同日開催された財政福祉委員会において、被告会派の執行部から「委員間討議についての申し入れ」の案が周知されたのは同年8月31日(前記【4】の2日前)であり、十分な精査ができなかったと発言していること(甲29〔17枚目〕)、【9】被告会派は、令和2年9月28日、前記【4】の申し入れを取り下げたこと(甲30〔3枚目〕)、【10】f議員は、令和3年8月27日の議会運営委員会において、委員間討議申し入れについて、被告会派の所属議員と執行部との間には認識の乖離があった、意見の一致しない所属議員に対して、受け手がハラスメントと捉えかねない言動があったとの発言をしていること(甲26〔61・62頁〕)、【11】同日の議会運営委員会において、他会派の議員が、同年3月12日の理事会において、d議員(証人d)が、委員会討議の申し入れについて、被告会派の執行部が強引に進めた結果であると発言したのを聞いたとの発言をしていること(甲26〔70頁〕)が認められる。

(イ) 被告は、令和2年8月27日の団会議(上記(ア)【3】)の時点で、既に上記(ア)【5】の書面(乙7)が存在し、同書面を提出することが可決されたと主張し、証人dは、同主張に沿う陳述及び供述をする(乙8の別紙1、証人d)。

しかし、先に説示したとおりと同じ理由から、乙8の別紙1について、少なくとも議題、議決等の団会議の内容に関する部分につき信用性を認めることはできない。

かえって、原告は、令和2年8月27日の団会議(上記(ア)【3】)の時点で、上記(ア)【5】の書面(乙7)は存在しなかったと陳述及び供述し(甲32〔4頁〕、原告本人〔4頁〕)、原告の上記認識は、上記(ア)【8】のとおり、同体験の直後から一貫している。

(ウ) 先に説示したとおり、本件では、原告の発言について違法性が阻却されるか否かではなく、被告が本件文書において摘示した事実について違法性が阻却されるか(真実といえるか)が問題となっているところ、上記(ア)、(イ)に照らすと、一覧表番号11ないし14及び38におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

エ 一覧表番号17、19、20、27、30ないし35及び40におけるc議員に関する発言

(ア) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】c議員は、令和2年頃、被告会派の控室に盗聴器が仕掛けられているかどうかの調査を株式会社ナショナル・エージェント・カンパニーに委託したこと(争いが無い〔被告の令和4年9月6日付け準備書面8〕)、【2】上記業者は、令和2年6月1日、被告会派の幹事長であるhに対し、盗聴器探索・確認費用として、7万7000円を請求したこと(甲17)、【3】上記【1】の費用は、被告会派の団費から支出されていたが、原告は、被告会派を離れる直前まで、同支出を知らなかったこと(原告本人〔42頁〕)、【4】除籍処分により被告会派を出ることになった原告が、上記支出の問題点を指摘すると、団費精算の際、上記支出は、c議員ら7名が負担したものと計算されたこと(甲18)、【5】原告は、令和3年4月19日、c議員に対し、LINEで、同人が原告と他会派の男性議員が男女の仲であるとの事実を吹聴している旨聞いたので、その真意を確認するとともに抗議するメッセージを送信したこと(甲16)、【6】それに対して、c議員からの返信はなかったこと(原告本人〔21頁〕)、【7】被告は、令和3年5月頃、原告に対し、倫理規則に基づく、離党勧告処分をしたこと(甲21、23、乙2)、【8】原告は、同年6月2日、上記【7】の処分に対し、倫理規則に基づき不服を申し立てたこと(甲21)、【9】原告は、同月12日、被告に対し、離党の理由として、c議員から執拗な嫌がらせを受けた点、c議員からプライベートに関しても嫌がらせを受けた点、c議員らが、団員に断りなく、団費で団の活動に関係がないものを購入した点などを記載した離党届を提出したこと(甲2、3)、【10】同離党届は一旦受理されたこと(前提事実(2))、【11】f議員は、令和3年8月27日の議会運営委員会において、被告会派の執行部から一緒に活動したくないと発言している者がいるといったことを聞かされたと発言していること(甲26〔61・62頁〕)が認められる。

(イ) 被告は、c議員の原告に対する嫌がらせはなかった旨を主張するが、これについて具体的な立証をしていない。

かえって、原告は、本人尋問で、c議員から、男女関係についていわれなき噂を流されたこ

と、被告代表から他会派に情報を漏らしているスパイであるとして叱責を受けたこと、離党するように仕向けられたことなどを供述している（原告本人〔20～22〕）。

(ウ) 上記(ア)、(イ)に照らすと、c議員の言動が実際にパワーハラスメント、モラルハラスメント等と評価されるか否かという点は措くとしても、一覧表番号17、19、20、27、30ないし35及び40におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

オ 小括

以上によれば、本件記載の摘示事実の重要な部分について真実であることの証明があったとは認められず、違法性は阻却されない。

(4) 真実相当性の検討

ア 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】被告は、本件投函行為の前日である令和3年6月22日、幹事会を開催し、c議員による原告に対するハラスメント行為がなかったことの確認をしたこと(乙1)、【2】他方、被告は、本件発言がされてから本件投函行為までに、組織として、c議員からのハラスメントの有無等について、原告立会の弁明手続きを行っていないこと(なお、被告は、令和3年7月21日、被告会派の団長名義で、原告に対し、原告宛てに、「公開質問状(回答依頼)」と題する文書を送付している(甲25)。)が認められる。

なお、上記【1】につき、原告は、乙1につき成立の真正及び信用性が認められない旨主張するが、乙1の作成日、体裁等からすれば、成立の真正を疑わせる事情はうかがわれない。また、その内容も、前提事実及び認定事実の経過と整合的で不自然な部分はみられないことからすれば、信用性も認められる。

イ 被告は、本件発言が事実無根の虚偽発言であることについて真実性の証明がなかったとしても、真実と誤信するにつき相当な理由があり、故意及び過失がないと主張する。

しかし、被告は、ハラスメント行為の加害者とされるc議員のヒアリングを行ったのみで、ハラスメントの有無や本件発言の内容に関して、組織として、原告に対し弁明の機会を与えていないことからすれば、被告において十分な検証をしたともいえない。

ウ 小括

以上によれば、被告において本件記載の摘示事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があったとは認められず、故意又は過失は否定されない。

4 争点4(損害の有無及び額)について

(1) 慰謝料

本件摘示事実の内容に加え、当時原告が市会議員という有権者からの信頼が求められる立場にあったこと、本件投函行為によって本件文書の内容が新聞記事(全国紙の地域面)に掲載されるなどしたこと(甲22)、他方で、本件文書は、議会運営委員会における原告の本件発言に対抗して作成、投函された側面があること、原告も、令和3年8月27日の議会運営委員会において、本件発言が事実無根と摘示されたことについての釈明をしていること(甲26〔62～66頁〕)、その他本件に表れた一切の事情を総合勘案すれば、原告の精神的苦痛に対する慰謝料の額は40万円と認めるのが相当である。

(2) 弁護士費用

本件事案の内容及び上記慰謝料額等を考慮すれば、本件と相当因果関係のある弁護士費用は4万円と認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 安田大二郎 裁判官 池田幸子 裁判官 吉川この実

別紙 原告の発言ごとの主張一覧表